

福島総合支社の移転並びに大熊町との避難所指定に関する協定の締結について

当社は、福島第一原子力発電所の安定化と廃炉関連作業をより効率的に進めること及び、福島県の復興の加速化に貢献することを目的に、このたび大熊町の復興拠点である大川原地区に福島総合支社を移転し、9月12日から営業を開始いたします。同事務所は、一時帰宅や公益立入されている大熊町民の方が、災害時に安全を確保するための避難所機能を有しています。

9月7日、新事務所において、大熊町の渡辺利綱町長と当社の熊谷努社長が、大熊町として最初の避難所指定に関する協定を締結いたしました。

福島総合支社は、福島第一での作業の他、福島第二原子力発電所や日本原子力発電東海第二発電所での工事、地域復興関連業務などを統括管理しております。

東日本大震災後は、福島第二の構内で支社機能を果たしておりましたが、新事務所に移ることで福島第二の入構手続きが不要になり、福島第一への移動時間が大幅に短縮されます。

当社は、これを機にさらなる福島復興に気概をもって取り組んでまいります。

設備概要は次の通りです。

(建物概要)

所在地	福島県双葉郡大熊町大字熊字錦台 180-1
敷地面積	9,257㎡ (約2,800坪)
延床面積	1,989㎡ (約600坪)
駐車場	屋外平置約180台 (他にバス5台、トラック3台)
収容人数	約540人程度



福島総合支社



協定書調印式：渡辺町長(左)と熊谷社長



(避難所機能)

- ・緊急時に避難場所として事務所を開放
- ・放射性物質等を取り込まない高性能フィルターを備えた換気設備
- ・非常用発電設備
- ・放射線測定器等のスクリーニング機材を配備
- ・非常用備蓄品の保管スペースを確保
- ・多機能トイレ、バリアフリー